



成年後見制度と成年後見人の役割



成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分であるため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその方を支援する制度です。

成年後見人の役割

成年後見人は、ご本人の意思を尊重しながら、生活状況や心身状況等も考慮し、ご本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、ご本人の生活や財産を守ります。

成年後見人には、日常生活に関する行為を除く、法律行為をご本人に代わって行ったり、必要に応じて取り消したりする法的な権限が与えられています。

成年後見人の業務（例）

- ◎ 預貯金の管理や支払い手続き等
- ◎ 官公庁等への各種手続き
- ◎ ご本人の見守り活動(定期的な訪問等)
- ◎ 福祉サービス利用や入院等の手続き
- ◎ ご本人が不利益な契約を結んでしまった場合などの取消し

業務例

成年後見人の業務ではないこと

- ◎ 介護や家事のような事実行為
- ◎ 手術などの医療行為の同意
- ◎ ご本人の連帯保証人や身元保証人になること

できないこと

※死後事務については平成 28 年 10 月に「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が施行され、成年後見人の手続きが明確化されました。

大阪市成年後見支援センター

〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号
大阪市社会福祉研修・情報センター3階
社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会
地域福祉課 権利擁護担当

開設日 月～土曜日 午前9時～午後5時
(日曜日、祝日、年末年始は休み)

問合せ

直通電話 **06-4392-8282**

FAX **06-4392-8900**

ホームページ <https://osaka-kouken.com/>

- JR環状線・大和路線「今宮」駅(西出口)から徒歩約10分
- OSAKAメトロ四つ橋線「花園町」駅(2号出口)から徒歩約15分
- 「大国町」駅(5号出口)から徒歩約15分
- 大阪シティバス「長橋二丁目」バス停すぐ 52系統(なんば～あべの橋)



大阪市市民後見人のロゴマーク
後見人の意味のGuardianの頭文字とハートをモチーフにしています。



身近な「市民」の立場で後見活動を行う

市民後見人



市民後見人とは

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである。

※岩間伸之「『市民後見人』とは何か - 権利擁護と地域福祉の新たな担い手」『社会福祉研究』第113号、鉄道弘済会、2012年、P13。

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会
大阪市成年後見支援センター

誰もが住み慣れた地域で 安心して暮らすために

大阪市の市民後見人活動

大阪市では、大阪市成年後見支援センターが親族以外の第三者後見人として、地域福祉の視点から身近な「市民」という立場で後見活動を行う「市民後見人」を養成し、後見活動のサポートを行っています。

市民後見人は、家庭裁判所から「成年後見人」として選任され、他の専門職等による成年後見人と同じ権限が与えられています。

また、大阪市の市民後見人活動は、ボランティア・市民活動であり、活動経費を除き報酬を前提とした活動ではありません。



大阪市の市民後見人 活動のしくみ

市民後見人養成講座の開催 →

- オリエンテーション(説明会)
- 基礎講習
- 実務講習
- 面接による登録意思確認

「市民後見人バンク」への登録

候補者検討会議に候補者を推薦

家庭裁判所が選任

市民後見人の後見活動サポート

市民後見人活動への 大阪市成年後見支援センターの支援

日常的な相談

センター相談員が、市民後見人の相談に日常的に応じ、必要に応じて専門相談につなぎます。



専門相談(弁護士・司法書士・社会福祉士)

- 初動期打ち合わせ
- 1か月目財産目録提出前
- 3か月目
- 6か月目の家裁への報告前
- その後半年ごとの家裁への報告前に専門相談実施



*その他課題が生じた時必要に応じて専門相談を受けられます。

市民後見人について聞いてみたい あんなこと、こんなこと



Q1 市民後見人養成講座に応募できるのは?

A1 大阪市在住または在勤で、社会貢献に意欲と熱意のある 25 歳以上 68 歳以下の方です。

Q2 市民後見人が担当する被後見人は何人?

A2 1人です。月に3~4回の訪問をしています。

Q3 後見人の活動期間は?

A3 基本的には被後見人が亡くなるまで続きますが、市民後見人が市外への転居や体調悪化などで活動できなくなれば、交代について成年後見支援センターが支援します。

Q4 市民後見人はどのような人を担当するの?

A4 市民後見人は、本人の生活を見守り、年金等の限られた収入の中で本人のために、どう使っていくかを考えて活動することが期待されています。多額な財産がなく、係争や虐待等もなく、複雑な法律行為が必要ない方を担当していただきます。

Q5 市民後見人には、報酬はあるのですか?

A5 ありません。大阪市の市民後見人バンクに登録し、家庭裁判所から選任された場合は、報酬付与の請求をすることなく、地域のボランティア・市民活動として活動することになります。活動経費は、本人の財産より支弁することになります。

本人らしい生活の実現めざして

(市民後見人活動事例)

市民後見人
Aさん

月に3~4回、本人の住む施設に訪問して、生活の様子を見守っています。サービス担当者会議に出席し、本人の代弁者としてケアマネジャーに希望等を伝えるようにしています。その中で、本人が「好きな場所へ外出したい」と言われたので、施設関係者に相談し、ヘルパー事業所と自費契約を結び、月2回外出活動の実現ができました。

市民後見人
Bさん

私(後見人)が、財産管理をする中で、預貯金が少しずつ貯まってきました。本人はだんだん寝たきりの状態になってきましたが、成年後見支援センターで専門職に助言を受け、身体を起こした状態での生活を維持するため、本人の身体にあったリクライニングの車椅子を購入しました。本人は日中楽な姿勢でみんなのいるデイルームで過ごせるようになりました。

市民後見人
Cさん

本人は、自宅で介護サービスを利用しながら生活していましたが、転倒し骨折して入院。階段のある自宅に帰るのは困難になりました。本人や支援者とこれからの生活について話し合い、特別養護老人ホームの入所をめざすことにしました。数か所の施設に入所申込を行い、本人と一緒に見学に行き、一番希望する施設に何度も働きかけを行い、入所が決まりました。

